

伊賀市自治基本条例審議会条例

(設置)

第1条 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊賀市自治基本条例の見直しに関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査し、及び審議して市長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 住民自治協議会を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、審議会の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、第2条の所掌事務の遂行に当たり、特に必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊賀市総合計画審議会条例の一部改正)

- 2 伊賀市総合計画審議会条例(平成17年伊賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の」を「総合計画に関する」に、「調査及び」を「調査し、及び」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「調査審議して」を「調査し、及び審議して」に改める。

第3条第2項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 委員の再任は、妨げない。

第4条第3項を削る。